

補助金申請前確認書類

このシートは、補助金の申請前にあなたの会社が「大分市小規模事業者競争力強化支援事業補助金」（以下「補助金」という）の対象になるかを確認するためのものです。

※下記の各項目に該当するか、確認したかチェック（✓）を入れてください。このシートのチェック内容は、補助金申請前に必要な項目です。

申請の際は、必ず『大分市小規模事業者競争力強化支援事業補助金の手引き』をご確認ください。

申請者名		チェック欄
1 以下の要件を全て満たす事業者が対象です。		✓
●大分市に事業所を有する小規模事業者（個人事業主を含む）である。		
<p><小規模事業者の要件></p> <p>卸売業、小売業、サービス業……………常時使用する従業員数が5人以下</p> <p>宿泊業、娯楽業、製造業、その他………常時使用する従業員数が20人以下</p> <p><<常時使用する従業員数の考え方>></p> <p>以下の方は「常時使用する従業員数」に含めないものとします。</p> <p>①会社役員（ただし、従業員との兼務役員は「常時使用する従業員」に含まれます。）</p> <p>②個人事業主本人（なお、専従者（家族従業員）は「常時使用する従業員」に含まれます。）</p> <p>③パート労働者等（以下に該当する者）</p> <p>i) 日々雇い入れられる者</p> <p>ii) 2ヶ月以内の期間を定めて雇用される者</p> <p>iii) 季節的業務に4ヶ月以内の期間を定めて雇用される者</p> <p>iv) 1日又は1週間の労働時間及び1か月の所定労働日数が、通常の従業員（正規・非正規問わずフルタイムの基幹的な働き方をしている従業員）の4分の3以下である者</p>		
●創業から12月を経過し、かつ補助対象事業に係る事業を営んで12月を経過している。		
●大分市に税の滞納がない。		
●大企業またはその役員から出資を受けている者等の「みなし大企業」ではない。		
●暴力団もしくは暴力団員と密接な関係がない。		
●風俗営業等の規制及び業務適正化等に関する法律第2条第1項第4号もしくは第5号に規定する風俗営業、または同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業にかかる事業、または同条第13項に規定する性風俗関連特殊営業に関する接待業務受託営業にかかる事業を営んでいない。		
●公序良俗に反する事業及び補助金の使途として社会通念上不適切であると認められる事業を営んでいない。		
●昨年度、本補助金を申請し、補助金の交付を受けていない。		
●今回、補助金を申請しようとする事業について国（独立行政法人を含む）・県・市・その他が助成する他の制度（補助金、委託費等）と重複する事業ではないこと。		
●自社内部の取引および代表者の親族（3親等以内）、代表者の親族（3親等以内）が経営する会社、同一人物を代表者とする企業（個人事業主を含む）との取引でないこと。		
●使用目的が遂行に明確で、且つ販路開拓等または、業務効率化に取り組む事業であること。		
●本事業の完了後、おおむね1年以内に売り上げにつながるが見込まれる事業であること。		

※裏面にも確認事項がありますので、ご覧ください。

2 以下の項目も確認してください。	チェック欄
・申請時に見積書等の取得が必要です。	✓
・事業計画書等による事業内容の審査があります。審査内容については、一切、お答えできません。 ※審査の結果、交付決定を受けた場合のみ、補助金が交付されます。	
・ <u>交付決定前</u> の発注・契約・支出行為は、 補助対象外 となります。	
・補助事業の内容を変更する際は事前の承認が必要です。（変更承認申請書の提出が必要）	
・補助金交付決定を受けても、事業を完了（補助対象経費の支払いまで含む）し、定められた期日までに実績報告書等の提出がないと、補助金は受けられません。	
・実際に受け取る補助金は「補助金交付決定通知書」に記載した交付金額より少なくなる場合があります。（※支出内容に補助対象外経費が計上されていることが判明した場合など）	
・所定の取得財産等の目的以外での使用、譲渡、廃棄等の処分には制限があります。	
・補助事業関係書類は事業終了後5年間保存しなければなりません。	
・補助金交付までの資金の確保が必要です。（※精算払い）	
・旅費や店頭購入を除き、1取引10万円超（税抜き）の現金支払いは、補助対象外です。	
・補助事業者となった場合、事業終了後、アンケート調査のご協力をお願いします。	
・補助対象事業において、虚偽・不正・規定内違反等が発覚した際には、交付決定を取り消すことがあります。	

《参考》

補助対象者の範囲は以下のとおりです。

補助対象となりうる者	補助対象にならない者
<ul style="list-style-type: none"> ・会社および会社に準ずる営利法人 （株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、特例有限会社、企業組合・協業組合、土業法人（弁護士・税理士等）） ・個人事業主（商工業者であること） ・一定の要件を満たした特定非営利活動法人（※） 	<ul style="list-style-type: none"> ・医師（獣医師を除く） ・歯科医師 ・助産師 ・系統出荷による収入のみである個人農業者および法人（個人の林業・水産業者についても同様） ・組合（企業組合・協業組合を除く） ・一般社団法人、公益社団法人 ・一般財団法人、公益財団法人 ・医療法人 ・宗教法人 ・学校法人 ・農事組合法人 ・社会福祉法人 ・申請時点で事業を行っていない創業予定者 ・任意団体 等

※詳しくは、「大分市小規模事業者競争力強化支援事業補助金の手引き」をご確認ください。